

# 近畿ブロック発注者協議会（第20回）幹事会

日時：令和元年10月18日（金）  
14:00～16:00

場所：大阪合同庁舎第1号館  
第1別館2階大会議室

## 議 事 次 第

I. 開 会

II. 挨拶

III. 発注関係事務の運用に関する指針の改訂について (説明会)

IV. 労働基準法第33条（除雪関係）改正について (説明会)

V. 議 事

1. 近畿ブロック発注者協議会の運営 (報 告)

2. その他 (情報提供)

VI. 閉 会

### 【 配 布 資 料 】

○ 議事次第

○ 資料-1 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針  
改正案について

○ 資料-2 発注関係事務の運用に関する指針 改正案について

○ 資料-3 労働基準法第33条の運用について

○ 資料-4 近畿ブロック発注者協議会の運営

○ 資料-5 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領

# 公共工事の品質確保の促進に関する施策を 総合的に推進するための基本的な方針 改正案について

---

## 品確法基本方針とは

- 品確法<sup>(※)</sup>に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

**災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保**  
を柱とする品確法の改正<sup>(※)</sup>を反映 （※）令和元年6月14日公布・施行

## 改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

### 第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

### 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

- #### 発注関係事務の適切な実施
- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
  - 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
  - 災害時の見積り徴収の活用
  - 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
  - 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
  - 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
  - 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

- #### 受注者等の責務に関する事項
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
  - 情報通信技術の活用等による生産性の向上

- #### 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項
- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

- #### 調査等の品質確保に関する事項
- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
  - 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
  - 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

「品確法基本方針」改正のポイント

1 発注関係事務の適切な実施 ※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

(1) 予定価格の適正な設定

- ▶ 発注者が予定価格を定めるにあたっては、市場における最新の労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適正な工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- ▶ 災害により通常の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき等は、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算を行うこと等に努める。
- ▶ 国は、法定福利費等の支払いに係る実態把握に努め、必要な措置を講ずる。

(2) 災害時の緊急対応の充実強化

- ▶ 発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努める。
- ▶ 発注者は、あらかじめ、建設業者団体等との災害応急対策又は災害復旧に関する工事の施工に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるとともに、他の発注者との連携を図るよう努める。

(3) ダンピング受注の防止 (略)

(4) 計画的な発注、施工の時期の平準化

- ▶ 発注者は、計画的に発注を行うとともに繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定を行う等の取組を通して、施工の時期の平準化を図る。
- ▶ 国は、発注者ごとの施工の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表等を行う。

(5) 適正な工期設定及び適切な設計変更

- ▶ 発注者は、公共工事に従事する者の休日、工事の施工に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の施工が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定する。
- ▶ 国は、週休2日の確保等を含む適正な工期設定の推進等必要な措置を講ずる。
- ▶ 発注者は、設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたることになったときは、繰越明許費の活用等の措置を適切に講ずる。

## 2 受注者等の責務に関する事項

- 全ての下請業者を含む公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結するものとされている。
- 国は、週休2日の確保等を含む適正な工期設定の推進等必要な措置を講ずる。
- 国は、全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるようその実態把握に努めるとともに、法定福利費を内訳明示した見積書や請負代金内訳書の活用促進を図る。
- 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、公共工事の適正な実施のために、情報通信技術を活用した公共工事の施工の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとされている。
- 国及び地方公共団体等は、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術の活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進する。
- 「建設キャリアアップシステム」の活用等技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇につながるような労働環境の改善を推進する。

### 3 技術的能力の審査の実施に関する事項（略）

### 4 多様な入札及び契約の方法（略）

### 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項（略）

## 6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努める。
- 国及び地方公共団体等は、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術の活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進する。

### 7 発注関係事務の環境整備に関する事項（略）

## 8 調査等の品質確保に関する事項（※上記1～7と同様の内容を記載）

### （1）調査等における発注関係事務の適切な実施

#### ① 予定価格の適正な設定

- ▶ 発注者が予定価格を定めるにあたっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に関する調査等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適正な調査等の履行期、調査等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。
- ▶ 災害により通常の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき等は、入札参加者から調査等の全部又は一部について見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算を行う。

#### ② 災害時の緊急対応の充実強化

- ▶ 発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧工事に関する調査等にあつては随意契約を、その他の災害復旧工事に関する調査等にあつては指名競争入札を活用するなど緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努める。
- ▶ 発注者は、あらかじめ、調査等を実施する者等との災害応急対策又は災害復旧工事に関する調査等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるとともに、他の発注者との連携を図る。

#### ③ ダンピング受注の防止

- ▶ 発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定する等の必要な措置を講ずる。

#### ④ 計画的な発注、実施の時期の平準化

- ▶ 発注者は、計画的に発注を行うとともに、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる調査等の履行期の設定を行う等の取組を通して、調査等の実施の時期の平準化を図る。
- ▶ 国は、発注者ごとの調査等の実施の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表を行う。

#### ⑤ 適正な履行期の設定及び適切な設計変更

- ▶ 発注者は、公共工事に関する調査等に従事する者の休日、調査等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により調査等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な調査等の履行期を設定する。
- ▶ 国及び地方公共団体等は、週休2日の確保等を含む適正な調査等の履行期の設定を推進する。
- ▶ 発注者は、調査等の履行期が翌年度にわたることになったときは、繰越明許費の活用等必要な措置を適切に講ずる。

## (2) 調査等における受注者等の責務に関する事項

- ▶ 全ての下請業者を含む公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な調査等の履行期を定める下請契約を締結する。
- ▶ 国は、週休2日の確保等を含む適正な履行期の設定の推進等必要な措置を講ずる。
- ▶ 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事に関する調査等の効率化等による生産性の向上並びに技術者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努める。
- ▶ 国及び地方公共団体等は、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術の活用、新技術の導入等を推進する。

## (3) 調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法等

- ▶ 調査等の性格、地域の実情等に応じ、総合評価落札方式やプロポーザル方式等の入札及び契約の方法の中から適切な方法を選択できる。
- ▶ 発注者は、完了確認検査等を行うに際し、情報通信技術の活用を図る。

## 9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

- ▶ 各発注者は、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用等に努める。

## 10 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

- ▶ 国、特殊法人等及び地方公共団体は、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努める。

## 11 施策の進め方

- ▶ 各発注者は、適切な発注関係事務の実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置等体制の整備に努める。
- ▶ 社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進するため、国及び地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む体制の強化を図る。また、地方公共団体において財源や人材に不足が生じないよう、必要な支援を行う。

# 発注関係事務の運用に関する指針 改正案について

---



## 背景・必要性

### 1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

### 3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

### 2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

### 4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

## 法案の概要（改正のポイント）

### I. 災害時の緊急対応の充実強化

#### 【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

#### 【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

### II. 働き方改革への対応

#### 【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

#### 【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

#### 【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

### III. 生産性向上への取組

#### 【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

### IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

### V. その他

#### (1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

#### (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理  
【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

（H26制定時）

（改正骨子案）

（改正事項）

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1. 発注関係事務の適切な実施

- (1) 調査及び設計段階
- (2) 工事発注準備段階
- (3) 入札契約段階
- (4) 工事施工段階
- (5) 工事完成後
- (6) その他

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

2 測量、調査及び設計業務

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

2. 発注体制の強化等

- (1) 発注体制の整備等
- (2) 発注者間の連携強化

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

働き方改革への対応

- 適正な工期設定
- 計画的な発注や施工時期の平準化
- 工事中の施工状況の確認等

生産性向上への取組

- ICT技術の活用を含めた最新の積算基準を適用
- 3次元データ等を積極的に活用
- 関係者間での情報共有システムの推進

法改正に基づき改正

- 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

調査設計の品質確保

- 業務の性格に応じた技術提案の評価内容の設定

働き方改革への対応

- 計画的な発注や履行時期の平準化

生産性向上への取組

- 電子納品のオンライン化を積極的に推進
- データ関係基盤を構築

法改正に基づき改正

- 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制
- 発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進

(H26制定時)

(改正骨子案)

(改正事項)

### Ⅲ. 災害時における緊急対応

#### 1 工事

- 1-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
  - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
  - (2) 発注関係事務の効率化
  - (3) 復旧・復興工事の担い手の確保
  - (4) 迅速な事業執行
  - (5) 早期の復旧・復興に向けた取組

#### 2 測量、調査及び設計業務

- 2-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
  - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
  - (2) 発注関係事務の効率化
  - (3) 迅速な事業執行
  - (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

#### 3 建設業団体や他の発注者との連携等

#### 災害時の緊急対応の充実強化

- 災害時における入札契約方式の選定
  - ・随意契約
  - ・指名競争入札
- 実態を踏まえた積算の導入
- 一括審査方式の活用
- 事業促進PPPの活用

(H26制定時)

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

(改正骨子案)

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
  - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計業務
  - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

(改正事項)

近年の取組事項を反映  
○ワークライフバランス等推進  
企業の評価項目の設定  
○ISO9001を活用した品質管理

調査設計の品質確保  
○設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)

Ⅳ. その他配慮すべき事項

Ⅴ. その他配慮すべき事項

- 1. 受注者等の責務
- 2. その他

法改正に基づき改正  
○適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める  
下請契約を締結

令和元年8月8日に開催した「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 幹事会」を踏まえ、発注関係団体、建設業団体等へ文書による意見照会を実施。

### ★意見照会の概要

期間：令和元年8月8日～9月13日

対象：発注関係団体 1, 826団体

（ 関係省庁(23)、独立行政法人等(15)、都道府県(47)、  
政令市(20)、市区町村(1, 721) ）

建設業団体等 840団体

### ★意見照会の結果

	提出団体数	意見数
発注関係団体	143	941
建設業団体等	108	1, 580
合計	251	2, 521

改正項目	主な意見	
	発注者（省庁・地方公共団体等）	業界団体
災害時の緊急対応の充実強化	<p>・緊急度の高い応急復旧工事は、<u>随意契約において、設計図書が省略でき、概算金額見積書により発注、現地の状況等を踏まえた内容で変更ができる旨を明記して欲しい。</u></p>	<p>・災害の規模や発生箇所に応じて、<u>県・市町村と連携・調整して協定を発動、対応要請を行って欲しい。</u></p>
働き方改革への対応	<p>・<u>施工時期の平準化の取組状況等の比較は、画一的にならないようにして欲しい。</u></p>	<p>・<u>改正労働基準法の時間外労働の上限規制の件を明記して欲しい。</u></p>
生産性向上への取組	<p>・ICT施工による効率化は、<u>国の実施状況を参考とさせていただきたい。</u></p>	<p>・<u>本来の目的である効率化や省力化に留意し運用する旨を記載願いたい。</u></p>
調査・設計の品質確保	<p>・<u>オンライン電子納品の積極的な推進について現実的に市町村レベルで対応することが可能か検討して欲しい。</u></p>	<p>・<u>契約変更により、納期が3月末になる場合には、積極的に繰越明許費を活用し納期を延長し、労働環境の改善を図っていただきたい。</u> ・<u>ダンピング受注防止のため、低入札価格調査基準や最低制限価格の適用を地方公共団体を含めた全ての業務に徹底されたい。</u></p>

## 6/7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

(法律・運用指針の説明会)

発注者協議会（ブロック会議）の開催  
発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 品確法の改正の主旨説明
- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

品確法の改正の主旨説明会の開催

- ・ 建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7  
～  
9  
月

(意見照会)

8/8（木）～9/13（金）  
地方公共団体・建設業団体等への意見照会

- ・ 法改正を踏まえた運用指針改正骨子（案）に関する意見を収集

## 10月 意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

発注者協議会（ブロック会議）の開催  
発注者協議会（県部会）の開催

- ・ 改正運用指針（案）の説明

10  
～  
11  
月

10月頃～11月頃（1ヶ月間を予定）  
地方公共団体・建設業団体等へ意見照会  
有識者への意見照会

- ・ 改正運用指針（案）に関する意見を収集

## 12月を目処 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

令和2年度より、運用指針に基づく発注事務の運用開始

# 労働基準法第33条の運用について

- ① 労働基準法第33条の枠組みと新許可基準
- ② 平成30年9月発出の運用通知の概要

令和元年 10月  
厚生労働省 労働基準局



## ① 労働基準法第33条の枠組みと新許可基準

**労働基準法第33条は**、同法第36条と独立した同法第32条の免罰規定であり、**労働基準監督署の許可手続（届出手続）により、36協定で定める限度と別に、時間外・休日に労働させることができる規定。**

### 労働基準法第33条第1項

**災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合**においては、使用者は、**行政官庁の許可を受けて**、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の**労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる**。ただし、**事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合**においては、**事後に遅滞なく届け出なければならない**。

### 新許可基準について

**（令和元年6月7日付け基発0607第1号）**

- （1）単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。**
- （2）地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応**（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、**急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること**。**例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。**
- （3）事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと**。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- （4）上記（2）及び（3）の基準については、他の事業場からの協力要請に応じ場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合**や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、**認めること**。

(令和元年6月7日付け基監発0607第1号)

- 1 新許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれること。

具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれること。

- 2 新許可基準(2)の「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当すること。

具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれるものであること。

- 3 新許可基準(2)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれること。

- 4 新許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合」となることもあり得ること。例えば、新許可基準(4)においては、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について規定しているところであるが、これは、国や地方公共団体からの要請が含まれないことを意味するものではない。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務は対象となるものであること。

## ② 平成30年9月発出の運用通知の概要

「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合における労働基準法第33条第1項に基づく許可等の取扱いの徹底について(平成30年9月18日付け基発0918第3号)」の概要

### 1 33条許可等の対象となり得る事業場の業種

「ライフラインの復旧」とは、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧工事現場での作業に限定されるものではなく、地質調査、測量及び建設コンサルタントの業務など、復旧の作業に伴う一連の業務を行う事業場についても33条許可等を行い得る。

### 2 33条許可等の対象となり得る期間

33条許可等については、申請又は届出を行う事業場が、業務運営上通常予想し得ない事由により、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要がある場合等に認められ得る。災害発生から一定期間（1か月等）が経過した後であっても、その事由のため臨時の必要があると認められる場合には、許可の対象となり得る。また、臨時の必要があると認められる期間が複数月の場合には、33条許可等の対象となり得る期間は当該複数月となる。

### 3 被災地域外の事業場に所属する労働者が被災地域内において出張作業により業務に従事する場合の33条許可等を行う行政官庁等の教示

- 33条許可等を行う行政官庁は、被災地域外の事業場に所属する労働者が被災地域内において出張作業により業務に従事する場合には、当該被災地域外の所属事業場を管轄する労働基準監督署長、当該労働者が転勤等により被災地域内の事業場に所属を移す場合には、当該被災地域内の事業場を管轄する労働基準監督署長である。
- 出張作業により業務に従事する労働者について、被災地域外の所属事業場を管轄する労働基準監督署長の許可を受ける暇がない場合には、被災地域内での業務に従事後、当該労働基準監督署長に届出を行うこととして差し支えない。

# 近畿ブロック発注者協議会の運営

# 令和元年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

## ■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

## ■近畿ブロック発注者協議会の構成図

### ■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関  
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関  
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関

連携

### ■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

### ■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

運営分科会

工事検査  
分科会（H28.4設置）

分科会

分科会

分科会

分科会

滋賀県・大阪府（平成28年度）、京都府（平成29年度）、兵庫県（平成30年度）に分科会を設立

# 近畿ブロック発注者協議会スケジュール

	平成30年度				平成31年度・令和元年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
・協議会		☆8/6				☆8/7		
・幹事会		☆7/13		☆2/15		☆7/12	☆10/18	
・運営分科会	☆5/18			☆1/29	☆5/22			
・工事検査分科会	☆5/18			☆1/29	☆5/22			
各府県地域発注者協議会								
・福井県			☆11/16協			☆8/19協	☆10/30協	
・滋賀県	☆6/15				☆5/27協	☆8/9分	☆11/7分	
・京都府			☆11/12	☆2/27		☆7/30協	☆10/28幹	
・大阪府						☆8/2協	☆10/31協	
・兵庫県		☆8/29分	☆10/29協			☆8/5分	☆10/31協	
・奈良県			☆11/26協			☆8/8分	☆10/31協	
・和歌山県	☆5/8幹、5/14協				☆5/13幹、5/24協 ☆7/18幹		☆10/29幹	

※ 協:協議会、幹:幹事会、分:分科会

## 運営分科会・工事検査分科会 合同分科会 (R1.5.22)

- ・R1年度の取り組み方針確認
- ・目標指標の状況確認 (アンケート内容の確認)
- ・施工時期等の平準化 (今後の方針、状況確認)



## 幹事会 (R1.7.12開催)

- ・目標指標の実施状況報告
  - ・施工時期等の平準化
- とりまとめ結果報告と今後の展開<sup>7協</sup>について

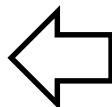
## 協議会 (R1.8.7開催)

- ・目標指標の実施状況報告
  - ・施工時期等の平準化
- とりまとめ結果報告と今後の展開<sup>7協</sup>について



## 幹事会 (R1.10.18開催)

- ・品確法運用指針改訂案説明等



## ①全国統一指標も活用した重点3項目の改善

- ・【適切な設計変更】では、引き続きガイドラインの策定の推進を図り、策定したガイドラインが公表されるよう指導を行う。
- ・【施工時期の平準化】では、効果があると思われる5項目（さしすせそ）の導入の推進をはかり、特に4月～6月の稼働向上のため『（さ）債務負担行為の活用』、『（せ）積算の前倒し（予算成立前の入札公告手続きの開始）』を進め、各発注機関で4月～6月における目標設定をしていただくよう地域発注者協議会を通じて働きかけを行う。
- ・【適切な予定価格の設定】では、地方公共団体の単価の更新月と発注時期との現状を把握し改善をはかる。

## ②ダンピング対策の実施

- ・最新の公契連モデルの採用を引き続き推進するため、最新モデルに見直さない地方公共団体の理由を調査し、地域発注者協議会にて推進に向けての議論を行う。

## ③工事成績評定基準の統一化・標準化および工事関係様式の統一化・標準化

- ・統一化・標準化が可能と判断された項目及び様式の運用開始時期について状況確認を行う。課題を把握したうえでフォローアップを行う。

## ④発注見通し公表

- ・250すべての発注機関の参画を目指すとともに、発注者・受注者共に業務効率化となる手法の検討を行う。

## ⑤適正な工期設定（週休2日の取組）の取組推進

- ・週休2日確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定について取組状況を把握したうえで、各発注機関での適正な工期設定の推進に必要な情報提供を積極的に行う。

## 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。



- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長（課長）等をもってあてる。

（分科会）

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

（地域発注者協議会）

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局（企画部技術管理課）が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

この要領は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

## 第4条関係(委員)

会 長	国土交通省 近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省 近畿農政局 農村振興部長
副 会 長	代表府県部長
委 員	警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省 近畿財務局 管財部長
	財務省 大阪国税局 総務部次長
	農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 近畿運輸局 総務部長
	国土交通省 大阪航空局 空港部長
	国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省 近畿地方環境事務所長
	防衛省 近畿中部防衛局 調達部長
	大阪高等裁判所 会計課長
	福井県 土木部長
	滋賀県 土木交通部長
	滋賀県 農政水産部長
	京都府 建設交通部長
	京都府 農林水産部技監
	大阪府 都市整備部長
	大阪府 環境農林水産部長
	兵庫県 県土整備部長
	兵庫県 農政環境部長
	奈良県 県土マネジメント部長
	奈良県 農林部長
	和歌山県 県土整備部長
	和歌山県 農林水産部長

京都市 建設局長  
大阪市 建設局長  
堺市 建設局長  
神戸市 建設局長  
福井市長  
池田町長  
東近江市長  
豊郷町長  
綾部市長  
井手町長  
松原市長  
忠岡町長  
伊丹市長  
佐用町長  
奈良市長  
高取町長  
有田市長  
みなべ町長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長  
本州四国連絡高速道路(株) 経営計画部長  
阪神高速道路(株) 技術部長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 館長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 総務部長  
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長  
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長  
日本下水道事業団 近畿総合事務所 事務所長

## 第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長  
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長  
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長  
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長  
 財務省 大阪国税局 営繕監理官  
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長  
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長  
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長  
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官  
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長  
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長  
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長  
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長  
 大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長  
 滋賀県 土木交通部 技術管理課長  
 滋賀県 農政水産部 農政課長  
 京都府 建設交通部 建設交通部理事(指導検査課長)  
 京都府 農林水産部 農村振興課長  
 大阪府 都市整備部 事業管理室 技術管理課長  
 大阪府 環境農林水産部 検査指導課長

大阪府 総務部契約局 建設工事課長  
兵庫県 県土整備部 県土企画局 技術企画課長  
兵庫県 農政環境部 農政企画局 総務課長  
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長  
奈良県 農林部 農村振興課長  
和歌山県 県土整備部 技術調査課長  
和歌山県 県土整備部 公共建築課長  
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長  
京都市 建設局 監理検査課長  
大阪市 建設局 工事監理担当課長  
堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)  
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)  
福井市 財政部長  
池田町 町土整備課長  
東近江市 契約検査課長  
豊郷町 企画振興課長  
綾部市 監理課長  
井手町 理事(建設課長)  
松原市 総務部契約検査室長  
忠岡町 総務課長  
伊丹市 総務部副参事(契約・検査担当)  
佐用町 総務課長  
奈良市 契約課長  
高取町 総務課長  
有田市 総務課長  
みなべ町 総務課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長  
本州四国連絡高速道路(株) 経営計画部 技術管理課長  
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所  
研究支援推進部 研究支援課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 大阪支社 総務部 契約課長

(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・品質管理課長

(国研)日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 事業管理部調達課長

日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長

## 「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

### 記

#### 第3条関係

##### 【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

#### 第4条、第7条関係

##### 【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県
平成27年度	大阪府
平成28年度	京都府
平成29年度	滋賀県
平成30年度	福井県
令和元年度	奈良県
令和 2年度	和歌山県
令和 3年度	兵庫県
令和 4年度	大阪府
令和 5年度	京都府
令和 6年度	滋賀県
令和 7年度	福井県
令和 8年度	奈良県
令和 9年度	和歌山県